

平成30年度 水源地域団体等活動支援事業

募集要項

【募集期間】

平成30年5月7日(月)～平成30年6月8日(金)※必着

水源地域連携・活性化促進協議会

(佐賀市役所富士支所 総務・地域振興グループ内)
〒840-0501 佐賀市富士町大字古湯 2685
TEL 0952-58-2111 FAX 0952-58-2119
MAIL suikakyo.2017@gmail.com

平成30年度 支援対象の公募について

水源地域連携・活性化促進協議会は、嘉瀬川ダム水源地域と受益地域とが連携して、水源地域の自立的・持続的な発展に寄与する事業やイベント等を実施することにより、水源地域はもとより流域全体の活性化を図るための活動をしています。

このたび、上記の趣旨に合致する各種活動に対して支援を行うこととし、平成30年度の公募を行いますので、次のとおり応募の案内をいたします。

1 目的

嘉瀬川ダム水源地域またはその流域において、地域の活性化を図るための事業やイベント等を行っている、または行おうとしている個人や団体等の支援(補助金の交付等)を行い、「自立的で、持続的な発展をとげる水源地域の実現」を目指します。

2 支援対象者

- (1) 嘉瀬川流域の地域づくりに関わる団体または個人
- (2) 嘉瀬川ダム水源地域に住所を有する団体または個人
- (3) その他必要と認められる団体または個人

3 対象事業

嘉瀬川ダム水源地域(佐賀市富士町)の活性化等に資する以下の各事業に対して支援(補助金の交付等)を行います。ただし、支援対象決定(6月中旬を予定)後に実施される事業に限ることとし、対象外項目にあてはまるものは除きます。

(1) 嘉瀬川流域の振興に資する事業

- ・スポーツを活用した地域活性化の取組、水源地域についての情報発信 など

(2) 嘉瀬川ダム湖面の利活用事業

- ・ボート・カヌー等による湖面の積極的な利活用による地域活性化の取組
- ・嘉瀬川ダム湖周辺についての魅力の発信 など

(3) 水源地域等における魅力創造事業

- ・水源地域、中山間地等の地域資源を活用した地域活性化の取組
- ・新たに水源地域、中山間地等の地域資源となりえるものの生産、創造 など

(4) 水資源の貴重さや環境保全の必要性等を啓発する事業

- ・環境保全についての普及啓発、自然や環境保全活動を活用した地域活性化の取組 など

(5) 嘉瀬川ダム水源地域と受益地域の連携や交流促進に資する事業

- ・嘉瀬川流域住民が参加するレクリエーション会 など

(6) 嘉瀬川流域の地域づくりに関わる団体等の育成や支援事業

- ・嘉瀬川流域で地域づくりに関わる団体や個人の育成や活動の支援を行うもの など

(7) その他必要と認められる事業

- ・水源地域や嘉瀬川流域の活性化に寄与すると認められるもの など

【対象外項目】

- (1)特定の者など限られた範囲への効果しかないと推定されるもの
- (2)私的な要素が強いもの
- (3)そのほか、対象として不相当と認められるもの

4 対象経費

補助金の用途は、事業に直接必要な次の経費であって、支援対象決定(6月中旬を予定)後から平成31年3月29日までに支出されるものを対象とし、常勤的職員の人件費、不必要な飲食費およびパソコン・カメラ等機器の購入費等は含みません。

①講師謝金等報償費	⑦使用料、賃借料等
②交通費	⑧保険料
③消耗品費	⑨人件費(常勤的職員の通常業務等の分除く)
④印刷製本費	⑩原材料費
⑤食糧費(懇親会等を除く、講師提供分等)	⑪委託費
⑥通信費、手数料等	⑫その他必要と求められるもの

5 対象事業の実施期間

支援対象決定の日(6月中旬を予定)から平成31年3月31日まで

※事業計画は、上記の期間内で策定してください。ただし、それ以前から準備等を行っている場合は、それも含めて作成してください。

※事業の実施に要する経費の支出については、支援対象決定(7月上旬を予定)後に行われるものを対象としますので、ご注意ください。

6 補助金交付額の上限等

(1)各団体等への1事業あたりの補助金交付額は、250,000円を上限とします。

(2)1申請者あたりの同一年度内の交付決定は2事業までとします。

(3)対象事業において、事業収入がある場合は、その分を差し引いた金額を補助金交付額とします。

(例)総事業費30万円の事業で、(他の補助金等含む)収入が20万円ある場合、残りの10万円を補助金交付額の上限とします。

(4)補助金交付額の予定総額はおおむね175万円とし、募集枠は下表のとおりです。

(1)嘉瀬川流域の振興に資する事業 (2)嘉瀬川ダム湖面の利活用事業 (3)水源地域等における魅力創造事業 (4)水資源の貴重さや環境保全の必要性等を啓発する事業 (5)嘉瀬川ダム水源地域と受益地域の連携や交流促進事業 (6)嘉瀬川流域の地域づくりに関わる団体等の育成や支援事業 (7)その他必要と認められる事業	計 1,750,000 円を予定 (1申請者あたり事業上限は250,000円で、1申請者につき同一年度内に2事業まで交付対象とすることができます。)
--	---

7 申請方法

(1) 募集期間等

【期間】平成30年5月7日(月)～平成30年6月8日(金)※必着

※期限までに書類が揃っていないと受理できませんので、ご注意ください。

【時間】市役所開庁日の8時30分から17時15分まで

【提出先】水源地域連携・活性化促進協議会事務局

○佐賀市富士支所 総務・地域振興グループ(佐賀市富士町大字古湯2685)

○佐賀市地域政策課(佐賀市大財三丁目11番21号(大財別館1F))

(2) 申請書類(事務局窓口、郵送、電子メール(suikakyo.2017@gmail.com)にて配布、本協議会 Facebook にて配布案内)

①補助金等交付申請書【様式第1号】

②事業計画書(任意様式可)

③事業スケジュール(任意様式可)

④収支予算書(任意様式可)

⑤団体等概要書(※別途、会員名簿、決算書、予算書、規約・会則・定款等の添付が必要)

⑥誓約書

8 審査・決定及び通知

(1) 事前相談

申請にあたり、事前相談のための期間を設けますので、不明な点などがあれば、期間中(5月上旬～6月上旬まで)に水源地域連携・活性化促進協議会事務局へお問い合わせください(富士支所 0952-58-2111、地域政策課 0952-40-7210)。

(2) 審査

募集期間終了後、事務局にて書類審査を行い、問題がなければ、水源地域連携・活性化促進協議会にて審査を行います(6月中旬を予定)。審査の結果が著しく低い場合、不採択となる可能性もあります。

審査の前後で、申請内容についてヒアリングをさせていただく場合があります。

(3) 結果の通知

選考結果は、申請者に対し文書にて通知します。(6月中旬を予定)

(4) 審査基準

①「1 目的」に合致した事業となっているか。

- ・地域への波及効果の大きさ(経済面、賑わい創出、意識啓発力、発信力など)
- ・地域や社会的ニーズの捕捉度合い
- ・地域の魅力の活用度
- ・社会的意義の大きさ
- ・将来性の有無 など

②「2 支援対象者」、「3 対象事業」、「4 対象経費」等に合致しているか。

9 事業報告及び補助金の交付

(1) 対象事業が終了したときは、終了後30日以内(3月実施の場合は3月末最終営業日まで)に、次に掲げる書類を事務局へ提出してください。

- ① 補助事業等実績報告書【様式第5号】
- ② 実施内容のわかる事業報告書(写真等含む、任意様式可)
- ③ 領収書等含む収支報告書(任意様式可)

(2) 事業報告を受け、内容を審査のうえ、補助予定額の範囲内で金額を決定し、交付します。交付を受ける際は、次に掲げる請求書を3月29日(金)までに提出してください。

- ① 補助金等交付請求書【様式第7号】

(3) 必要と認められる場合は、補助金の全部または一部を概算払いで交付できます。

10 年間スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
募集期間		←→										
事前相談		←→										
審査			←→									
対象決定			←→									
事業実施			対象決定後 (準備等除く)	←								→
事業報告			事業終了後30日以内 (最終は3月29日(金)ま)	←								→
交付請求		事業実施前か実施報告後 (最終は3月29日(金)まで)	←									→
補助金交付			交付請求後	←								→

11 その他留意事項

- (1) 対象決定後に事業計画や収支計画などに大幅な変更が生じた場合、速やかに事務局へ報告してください。
- (2) 支援対象の審査に関わる事項についてはお答えできませんので、ご了承ください。
- (3) 提出していただいた個人情報等については、当支援事業の運営管理にのみ使用します。

